

■体罰教育は日本の伝統なのか

○体罰・いじめ・虐待——子供をめぐる都・区の現状

【都内公立学校における体罰(東京都・H25年度)】

①体罰(たたく・殴る・蹴る・投げる等、身体へ直接・間接的な苦痛を与える行為)

H24: 182人(21.6%) → H25: 122人(9.5%) *総じて減少。中・高は激減、小学校は増加。

②不適切な行為(①不適切な指導=小突く・胸ぐらをつかむ・シッパ・デコピン等。②行き過ぎた指導=運動部活動・スポーツ指導での過剰な指導。③暴言等=罵る・脅かす・威嚇する等(精神的苦痛を与える言動)

H24: 542人(64.5%) → H25: 775人(60.4%) *中学(458→326)は減少、小学(54→327)・高校(30→90)は激増。

③指導の範囲内(腕をつかんで連れていく、頭を抑える等、軽微な有形力の行使)

H24: 117人(13.9%) → H25: 387人(30.1%) *総じて増加。

【都内公立学校におけるいじめ(東京都・H23年度)】

*いじめ=人間関係のある者からの心理的・物理的攻撃による精神的苦痛状態。

・いじめ認知件数 H21: 3521件 → H23: 4671件

*小5、中1、高1が多く、どの学年でも男子の割合が高い。言葉のいじめ(冷やかす・からかい等)が73%と最も多い。

・いじめられた児童・生徒の相談相手 ①学級担任79%、②保護者・家族31%、③担任以外の教職員15%(複数回答)

○体罰と教育史に関する論考

①小畑和「^{おばたかず}体罰法禁と教師の体罰」1992年

・M12年(1879)「教育令」以来、学校教育における体罰は一貫して禁止。

・体罰(法務府・昭和24年)= 身体的侵害となるもの。殴る、蹴る、端座、直立、居残り、疲労、空腹、その他肉体的苦痛を含む。掃除などの罰当番は教育的措置として許可。

・S5福岡地裁判決「軽く叩く程度の体罰は許される」= 叩く側の論理。

・S56東京高裁判決「身体的接触よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)は教師の懲戒権の範囲」= 体罰との境目が不明瞭で主観的。

・体罰は、熱心だが人間観や価値観が貧弱で無能であるか、人格的欠陥のある者が安易な教師養成制度によって教師となった場合に多く見られる。

②竹中暉雄「^{てるお}体罰法禁下における体罰正当化の論理」1993年

・M12年(1879)「教育令」46条割注で体罰を例示(殴る・縛る) → M23年(1890)に例示抹消され、体罰の定義が曖昧に。

→ M33年(1900)の懲戒条項新設で「殴っても傷を負わせなければ体罰ではない」との拡大解釈が一般化。

・体罰は物理的な傷のみが問題とされ、精神的な傷は等閑視された。

・教員の体罰肯定論の一因は、私的制裁を横行させた軍隊の影響

・体罰教師を訴えた親に対して「お前も子を叩くことがあるだろう」という飛躍した論理が通用し、軍隊での体罰と同様に「国家の事業をしている教師の体罰には刑事上の責任を免除せよ」という世論も形成。

③江森一郎『体罰の社会史』(1989初版、2013新装版、新曜社)

・戸塚宏著『私はこの子たちを救いたい』で、「日本の2000年の歴史で体罰否定論は最近(事件当時)の30年間だけで、他の1970年間は体罰肯定論だった」と主張。

・江森氏は「私の結論は正反対に近い」と否定、原始・古代、中世から近世、近現代にいたる体罰史を豊富な史料から多角的に考証し反論。近代の学校教育がほぼ一貫して体罰禁止の原則としながら、実際は教育現場に体罰が蔓延していった事実を浮き彫りにした。

○体罰教育のブームは近代以後

・渡辺浩「軍隊での体罰は大正以後、昭和初期に学校教育へ還流」*梅棹忠夫・栗田靖之編『知と教養の文明学』

体罰というとなまず思い出すのが軍隊における私的制裁ですが、それがいつごろ帝国軍隊ではじまったかという、第一次大戦後ぐらいからだという。明治時代にはやらなかったというのです。

それまでは士族が多かったので、その感覚が残っていた。侍の上位者がその下の侍の顔をなぐるというのはちょっと考えられないというわけです。侍は名誉心が非常に強いですから、人格的な屈辱を与えちゃまずいのですね。そうすると死に物狂いで反抗してくる可能性がある。

…軍隊の私刑は、単に苦痛を与えるというだけでなく、人格的に辱めるでしょう。…ああいう肉体的苦痛を与えると同時に辱しめる形のもは、むしろ武士的なものがなくなってから軍隊ではじまったんだという説があるのです。それが1930年代になったら、学校教育へ還流してきたと言えるのかもしれない。

○中世の体罰容認論

・鎌倉後期『童子教』→ 師匠の弟子を打つも、悪むにはあらず、よからしめんが為なり。

* 嘉永5年(1852)『童子教稚絵解』

親王家の子の日(平安時代、正月初子の日に、野に出て小松を引き抜き、若葉を摘んで遊び、宴を設けた行事)に見事すぎる祝い歌を詠んだ息子(能宣)を枕で叩く大 中 臣 頼 基。

★素晴らしい詠歌で、なぜ体罰？

・室町後期『世鏡抄』

親は、男子の七歳よりの立振舞・心遣いをよくよく見て、十四、五まではゆが檣める所を直せ。承引無きは、打擲してこれを教えよ。十六、七になれば、詞にてこれを教えよ。用いずんば、色々の方便を以てこれを教訓せよ。二十一、二になれば、一、二度はこれを教え、三度になれば勘当せよ。子為りといそ雖も理非に依るべきなり。



○近世の体罰容認論

① 中村弘毅 文化8年(1811)刊『父子訓』

父母の御為を思いいさめもうすことあらんに、思いの外に其の怒りにふれてうちたたきにあい、血を流すにいたるとも、子たるもの、いささかうらみ、いかる心なく、おそれつつしみて、いよいよやまい、孝をなすべき也とぞ。まして、我あやまちありて、父母の折檻し給わんを、いかで少しもいかりうらむべき。ただおそれつつしみて其の命をうけ給わり、速やかにあやまちをあらためて、父母の心を安んじまいらすべきなり。

② 大蔵永常 文政10年(1827)刊『民家育草』

幼少の時より虚言を言いならわせざるようすべし。四、五歳の時分より、少しの虚言をいわば、厳敷く折檻してなりとも直すべし。打ちすて置けば、大きなうそつきとなり、他人は素より親類・家来迄にもうとまれ、此のうそよりさまざまあしきなかだちと成る也。…

又、親が虚言を言いて子に聞かす事あり。是は子に虚言をおしうるなり。親たるもの慎むべき事也。…親子の中にも虚言をいわず、約はたがわざるようすべし。親務めずしては、子守る事なし。

③ 荒野鳳山 文久2年(1862)作『農家幼童教草』

一、師たる者の心得は、教えに倦まずおこたらず、貴賤貧福隔てまじ。…心根の悪しき子は叱りて猶もきかぬ物。誉めて諭してためなおし、真の人に致すべし。能々氣随の其の子をば、厳敷く折檻するも有り。去り逆も只一向に其の子の為を思うのみ。憎しとおもう弟子あらじ。善くせんための事なれば、ゆめゆめ師をばうらむまじ。

○江戸時代の体罰の状況

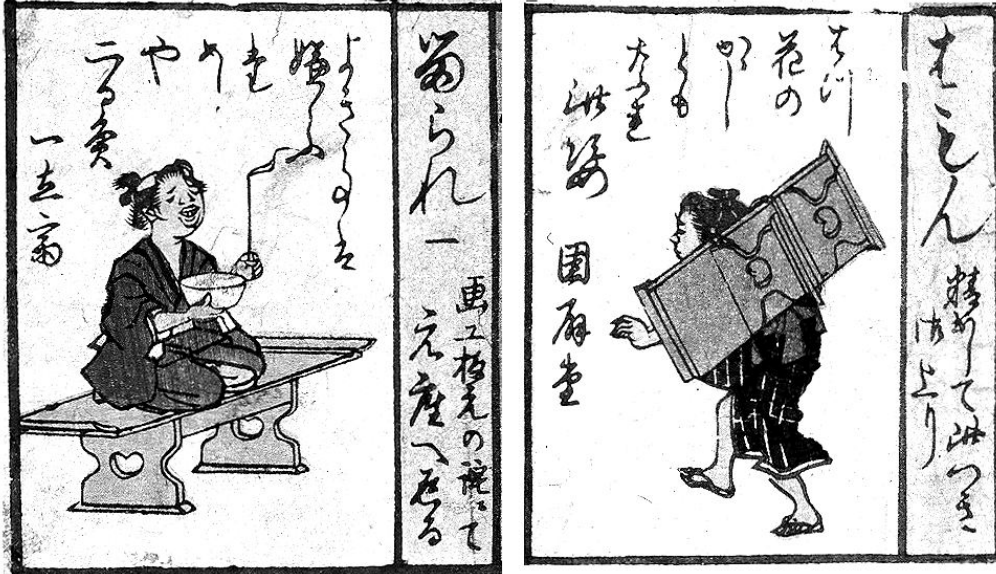
・寺子屋教育体験者3090人の証言(大正4年6月～6年6月の25カ月)

*乙竹岩造(1875-1953)による寺子屋実態調査。調査票約1万2000通を用意し、師範学校最上級生が聞取調査。

・寺子屋の罰 *体罰も比較的軽微で温和なものだった。

①留置(居残り) 38.4% ②鞭撻(鞭で叩く) 19.2% ③直立 14.1%

・寺子屋の体罰(捧満)と破門 *歌川広重、弘化4年(1847)「春興 手習出精双六」(部分)



【家庭や奉公先での体罰】

①竹田春庵 元文5年(1740)作『女訓翁草』

教えの道は厳しくすべけれども、必ず言葉荒く叱りなどする事甚よろしからず。幼少の子供を常に叱り、甚だしうしては打擲などする人あり。是、以ての外よろしからぬ事なり。

②常盤潭北 享保11年(1726)刊『民家分量記』

成人の後、…我が心に合わざれば、折檻・打擲し、或いは勘当し、甚だしきは殺害するもあり。

③頼宮咲月 享保15年(1730)刊『家内用心集』

訳もなき事に家内の者を叱り、或いは不義・邪なる事にて下部を打擲して苦しめ、或いは殺害などしたまう事、一人たりとも至って重き事にて、情けなき不仁・不孝・不忠の極悪人という人なるべし。

④手島堵庵 安永2年(1773)刊『前訓』

怒じて、人を打ち叩きは堅くせぬものなり。其の訳は、昔、或る田舎の大家にて、手代、小僕を呵るとして何心なく叩きしに、打ち所悪しかりけるが、其の小童即座に死したるを、病気にて死したりと偽をつき、隠し置きたりしが、其の後、偽あらわれ、殺したる手代は死罪になり、主人の家は御追放になりしという物語を聞きし事あり。

○諸外国の状況と、外国人から見た日本の教育

・16世紀西欧の体罰教育：フランス思想家モンテーニュ(1533-92)『随想録(エッセイ)』(1580)

西欧の学校はさながら子供の牢獄の如きで、悪戯もしない子供が鞭で叩かれる。

授業中に聞こえるのは、子供達の悲鳴と教師の怒号のみ。血にまみれた鞭の折れ端が飛び散る。

・モンロー編『教育百科辞典』に紹介された17世紀イギリスの体罰 *ある小学校校長の記録(教師生活51年間)

「鞭打ち」91万5000回

「監禁」21万9000回

「棒突き」13万6000回

「耳叩き」10万2000回

「罰課」1万700回

「他の体罰」延べ6700人

【外国人が見た日本の教育】

・ポルトガル宣教師ルイス・フロイス(1532-97)

子を育てるに当って決して懲罰を加えず、言葉を以て戒め、6、7歳の小児に対しても70歳の人に対するように、真面目に話して譴責する。(1565年報告書)

日本人は鞭を使わず言葉で戒め育てる。子供達の立居振舞が完全で、のびのびして愛敬がある。(『日欧文化比較』、1585)

・カール・ツンベルク(スウェーデン植物学者、1775～76在日)

この国ではどこでも子供を鞭打つことはほとんどない。子供に対する禁止や不平の言葉は滅多に聞かれず、家庭でも船旅でも子供を打つ、叩く、殴ることはほとんどなかった。

・フィッセル(オランダ商館員、1820～29在日)

子供の無邪気な行為に対しては寛大すぎるほど寛大で、手で打つことなどとてもできないくらいである。

・エドワード・S・モース(アメリカ動物学者、1877～83在日 *この間一時帰国)

私は日本が子供の天国であることを繰り返さざるを得ない。世界中で日本ほど子供が親切に取り扱われ、そして子供のために深い注意が払われる国はない。

○体罰否定論の根拠

①子供の不孝・非行は子育ての結果。成長後、体罰による矯正はほとんど困難

・林子平 天明6年(1786)作『父兄訓』

折檻して叱りたた敲のく事を而已、子を育てる道と心得て事毎ことごとに叱り、事毎のしにむり打ち敲くなり。叱られて啼き、打たれて逃ぐる間はまだ無事也。其の子十歳以上、人意地ひとごころ附したがくに随って、叱らるれば怨み、打たるれば怒りて、父子確執を生じ、其の終わり不孝の所業と云うにおちて其の子を捨つる也。

・小川保麿 天保10年(1839)作『養育往来』

或いは教え無きを云わずして折檻・打擲し、或いは親子あらし諍をを致し、家出に及び、又は勘当に及ぶ杯などの類、偏ひとに浅あさま猿しくも、亦悲しき事に非ずや。是、全く子孫とがの科そのかみのみに非ず。当時、親達の教訓行き届かざる所にして、是を子をす廃つると曰う。無慈悲の至り也。

②体罰は生命の危険や身体障しょうがい碍に及ぶ危険がある

・無極庵真嗣翁 文政6年(1823)刊『我身のため』

扱さて、小児を育てるには、少し厳敷き方宜しいといえども、余り打ちようちやく擲ははすまじき事也。過ぎて急所などを殴たたけば一命にかかると、仮令死せずとも五体不具に成る事有るべし。

・林八右衛門 文政9年(1826)作『勸農教訓録』

骨かたまたぬ其の内に打擲杯などは忘れても致すべからず。親の身で我が子の持病の其の種を授け与える道理也。必ず慎む事成るべし。

③体罰は子供の嘘・偽りを助長し、子供の生涯そだてぐさに影響を与える

・脇坂義堂、享和3年(1803)刊『撫育草』

悪しき事ある時にのみ折檻を強く用ゆれば、幼稚心に心服はせず、ただ折檻のみを恐れて、又悪しき事ある節は、其の悪敷きを深く隠して知らさぬようになり行く物なり。悪しきを隠し包み習うは、是、大悪に至るの基にて、終に偽り者・悪人とも成る物なれば、兎角、真実心より合点させずして恐れ怖こわがらすのみにてはよからぬ事と存じ候。

・辻慶儀、天保9年(1838)刊『四徳配当抄』

6歳以降の教育が「生涯の癖付き」となる。礼儀・行儀等は厳しく教えるべきだが、体罰は決してしてはならない。

【体罰は侮辱・臆病・卑怯の所業——恥の最たるもの】

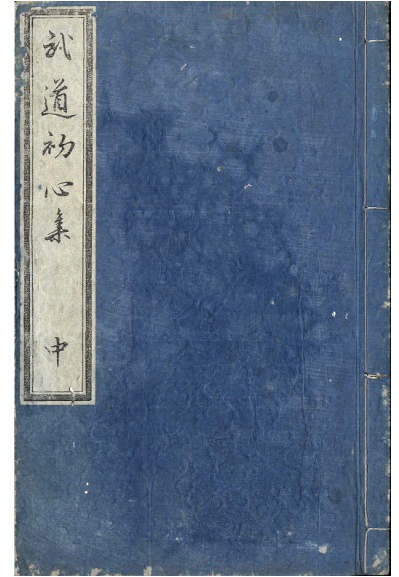
・御成敗式目 → 鎌倉～江戸時代の武家法の手本。御家人が暴力をふるえば領地没収か流罪の重罪。

・大道寺友山 天保5年(1834)刊『武道初心集』

→ いかなる悪妻にも罵倒・威嚇・暴力をしてはならない。これらは「臆病武士の仕業」。

◎武士にとって体罰は侮辱の極み。

◎己の優位な立場に乗じた苛めや体罰は臆病者・卑怯者のすることで、武士の恥とされた。



【江戸の厳格教育の実態】

・今泉みね(1855-1938)、昭和15年(1940)刊『名ごりの夢』

むかしの婦人はふだんごくやさしくって、事があるとまるで人が違ったようになりました。…そして武士と言う考えが強くなって、小言を言う時にもすぐおまえは誰それの家の娘ではないかと言います。…めったにしおきということはしません。お母さんの一言がきけることは非常なもので、いけませんというとブルブルする、このあじわいは何ともいえません。…つまり母親のにらみがきいたのでございますね。今はそれが無いからすぐたって行ってぶったりしています。



・杉本^{えつこ}鉦子(1873-1950)、1925年刊『A Daughter of the Samurai(武士の娘)』

杉本鉦子は明治6年に長岡藩家老、稲垣茂光6女として誕生。大正末期の著書『A Daughter of the Samurai』で米国における日本人初のベストセラー作家となる(7カ国語に翻訳)。コロンビア大学の初の日本人講師。



お稽古の2時間のあいだ、お師匠さまは手と唇を動かす外は、身動き一つなさいませんでした。私もまた、畳の上に正しく坐ったまま、微動だもゆるされなかつたものでございます。

唯一度、私が体を動かしたことがありました。丁度、お稽古の最中でした。どうしたわけでしたか、落ち着かなかつたものですから、ほんの少し体を傾けて、曲げていた膝を一寸ゆるめたのです。すると、お師匠さまのお顔にかすかな驚きの表情が浮び、やがて静かに本を閉じ、きびしい態度ながら、やさしく「お嬢さま、そんな気持で勉強はできません。お部屋にひきとって、お考えになられた方がよいと存じます」とおっしゃいました。

恥しさの余り、私の小さな胸はつぶれるばかりでしたが、どうしてよろしいものやら判りませぬ、唯、うやうやしく床の間の孔子様の像にお辞儀をし、次いでお師匠さまにも頭をさげて、つつましくその部屋を退き…

居心地よくしては天来の力を心に受けることができないということになっていましたので、火の気の無い部屋でお習字をいたしました。…火鉢一つない部屋の温度は戸外のそれと変わりはありません。お手習いは長い時間をかけて、入念にいたさなければならぬものでございますから、その(積雪の)朝すっかり指がこごえてしまいましたが、振返って、後に控えていたイシ(乳母)が、紫色になった私の手を見つめて、すすり泣きしているのを見ますまでそれと気付かないのでした。当時は、私ぐらの年頃の子供をさえきびしくしつけたものでございまして、稽古が終るまでは、私も動かず、イシも亦じっと附添っていたわけでございます。終りますとイシは、あたためてあった綿入れの着物を私をくるんで、急いで祖母の部屋へ連れてゆきました。そこには…あたたかくておいしい甘酒が用意されてありました。

【親三分に乳母七分——実母にも勝る乳母の愛情】

・鉞子にとって乳母のイシは、実母以上に母親らしい存在で、実母には近寄り難くても、乳母には甘えたり、気安く接することができた。

・鉞子は生まれながらの縮れ毛のために幼い頃から辛い思いをした。特に、七つの祝いの席で受けた辱めは生涯忘れられない出来事だった。叔母の一人が「おエツさんに立派な着物を着せてみても、ほんとにむだなことですね、かえって縮れ毛が眼につくばかりですもの」と語った言葉を耳にした鉞子は、子供心にも大きなショックを受け「晴着の蔭に消え入りたい」気持ちで一杯だったが、祝儀の場では身動き一つせずに耐えた。その一部始終をイシも見ていた。その晩、イシは豊かな自分の髪の毛をばっさり切って、日頃信仰していた神社に奉納し、「あの子の縮れ毛とお取り替え下さい！」と祈願した。

■厳格教育の本質(徳教・心服・自反の教育)

【厳格教育の主張は溺愛の警告】

・常盤潭北、享保11年(1726)刊『民家分量記』

父 厳 教るといへ共、母や祖父、祖母、家来共、わろき事計 教る物也。縦は、一人にて作る物を、四、五人にて側から崩すが如し。いはんや父も少々崩す方也。師は非を数へて叱るゆへ、恐しく 辱し。…また、師厳く教ても、内にて親が撫さすれば、師の前にて嘘をいひ習ひ、表裏者になる物に、師に任せて親の混雑すべからず。厳き師匠をば、祖母や母がいやがるには、こまり物也。

・伊勢貞丈、宝暦13年(1763)作『貞丈家訓』

→ 子供を厳しく育てるのが父の慈悲、父の厳しさを上手に子供に教え諭すのが母の慈悲。

・福田陳人、文政7年(1824)刊『童諭宝富草』

厳敷とて、法もなくして己が短気のかんしやく(癩癩)をおこし打たゝく事、道の厳敷異見にはならず。幼稚の時より法に違へる癖を見習ひ聞覚へて育悪敷は、師匠如何程精根を尽とも直りがたし。…

→ 厳格教育は必要、感情的体罰は無用。

・貝原益軒、宝永7年(1710)刊『和俗童子訓』

〔1巻〕溺愛をやめ、厳しく育てよ

父母がともに厳しく子供を育てれば、子供は親を畏れ慎んで、親の教えに背かず、孝行の道が行われる。しかし、子育ての道を知らぬ親は子どもを増長させ、子供の我が侭も戒めないで、年齢とともにひどくなる。子供の悪い点を見つけてもそれを許す「姑息の愛」や、子の過ちを覆い隠す母親が子供の生涯を台無しにする。

〔2巻〕父親の「威厳」「行儀良さ」「模範的実践」による教育が必要

- ① 子供を甘やかし過ぎると、子は怠って父母を侮り、慎みもなく、行儀も悪く、気侷で、行いが悪く、道に背くようになる。
- ② 父親に威厳があつて行儀良く、手本となれば、子供は畏れ慎み、行儀正しく孝行を努めるため、父子が和睦する。
- ③ 子供の賢・不肖は多くが父母の行いによる。父母がいい加減で子供の悪を見逃せば、悪が増長し、不義に陥る。これは子供を愛するのではなく、かえって子供を損なうもの。
- ④ 幼時からしっかりと教え戒めても子供が不良なのは天性が悪いから。多くの人は溺愛によって子供を驕らせ、悪を戒めないため、それが習慣となって、ついに不肖の子にさせてしまう。
- ⑤ 世の中に上智と下愚は稀。上智は教えなくてもよい。下愚は教えても改め難いが、悪を制すれば外見は改まる。大半の中人は、教えれば善人となり、教えなければ不善人となる。だからこそ教育が重要なのだ。

○徳教の人、中江藤樹 *徳教=人徳によって教え導かれ感化される

【昭和18~20年・国民学校初等科5年『初等科修身三』「近江聖人」】

中江藤樹は、近江の小川村に生まれました。小さな時から心だてが正しく、近所の子どもと遊んでも、わるいおこなひを見習ふやうなことは、ありませんでした。

藤樹が九歳の時、米子藩主よなごにつかへてゐた祖父のところおおすに引きとられました。祖父のいひつけで、藤樹は、字を習ひました。よく勉強したので、早く上手になり、まもなく祖父に代つて、手紙を書くことさへできるやうになりました。

(中略)

十四五歳のころ、祖父母は、相ついで死にましたから、藤樹は、祖父の家をついで大洲藩主おおすにつかへました。十八歳の時に、故郷の父が死んで、母一人になつたので、その後役をやめて、小川村へ帰ることにしました。

小川村へ帰つてのち、くらしはまづしくても、年よつた母につかへて、よく孝行をつくし、また熱心に学問にはげんだので、たいそう徳の高い学者となりました。

藤樹をしたつて、遠いところから教へを受けに来る者が、だんだん多くなり、小川村を始め、近くの村々の人は、みんなその徳かんかに感化されました。

世間よの人は、近江聖人と呼んで、藤樹を心からうやまひました。

四十一歳の時、藤樹はなくなりました。なくなつてからも、藤樹の感化は、みんなにしみこんで、村の若い者は夜集まつて手習をし、たがひにおこなひをつつしんだので、小川村は、たいそうよい風俗になりました。それから長い歳月がたつてみますが、今でも村の人たちは、毎年祭をして、藤樹の徳をしたつてをります。

ある年、一人の武士が、小川村の近くを通るついでに、藤樹の墓をたづねようと思つて、畠を耕してゐる農夫に道を聞きました。すると、農夫は、

「旅のお方には、わかりにくいのでせうから、御案内いたします。」

といつて、先へ立つて行きました。途中で、自分の家にたち寄り、着物を着かへ、羽織まで着て来ました。その武士は、心の中で、自分をうやまつて、こんなにていねいにするのであらう、と思つてゐました。

藤樹の墓についた時、農夫は、垣の戸をあけて武士を正面に案内し、自分は戸の外にひざまづいて、うやうやしく拝みました。このやうすを見て、武士はおどろき、さきに農夫が着物を着かへて来たのは、まつたく藤樹をうやまふためであつたと気がついて、農夫に、

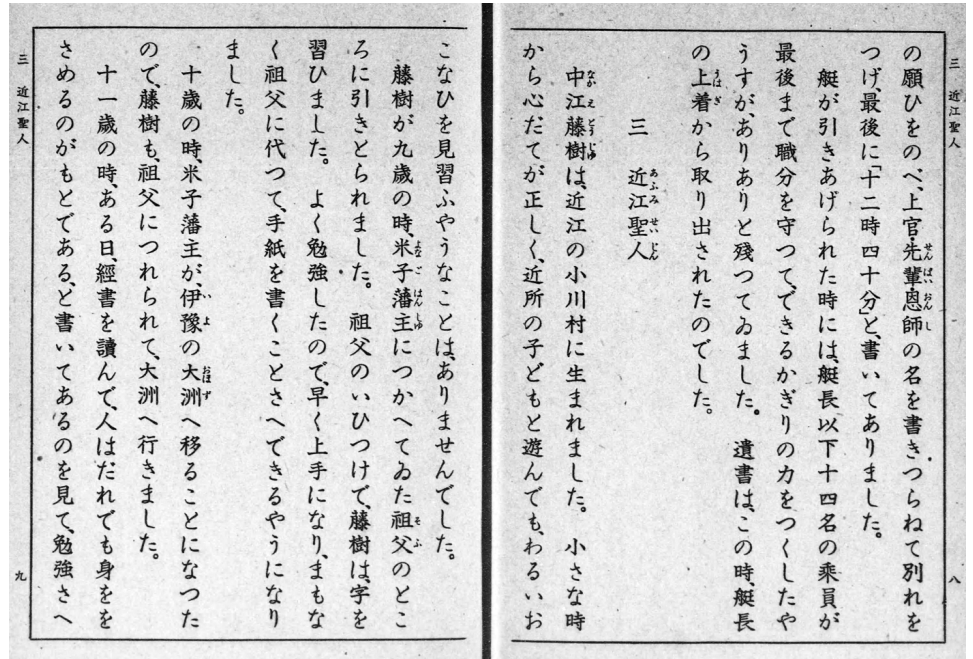
「藤樹先生の家来でもあつたのか。」

と聞きますと、農夫は、

「いえ、さうではありませんが、この村には、一人として先生の御恩を受けない者はございません。私の父母も、『自分たちが人間の道をわきまへ知つたのは、まつたく先生のおかげであるから、決して先生の御恩を忘れてはならない。』と、つねづね私に申し聞かせてをりました。」

と答へました。

その武士は、初め、ただ藤樹の墓を見て行かうといふくらゐにしか考へてゐなかつたのですが、農夫の話聞いて、深く心にはぢ、ていねいに墓を拜んで行きました。



- ・橋南谿、天明5年(1785)刊『東遊記』* 医術修行で全国を行脚し、藤樹の故郷を尋ねた時の思い出。
中江氏の子孫絶え、今は無し。…されども、其余教近郷に深く染み入りて、殊更、此小川村の百姓は、年若き者といえども毎夜集会して手習し、かりそめにも酒など打のみ、乱舞・音曲などをする事なく、まして、博奕などはいうまでもなし。故に、いかなる軽き者といえども、物書ぬものはなしという。誠に、此辺の風儀、温和淳朴にして、見る所、聞く所、感に堪ず。あり難き事どもなり。
- ・佐藤一斎の漢詩 * 幕府直轄の最高学府「昌平黌」教授、一斎が同地を訪れた感慨を綴った漢詩の末尾。
今尚士民、礼讓に敦く、疆に入れば、問わずして、君の郷たるを識る。
(藤樹の死後170年を経ても、この地の武士も庶民も礼儀正しく、謙讓の心が篤いので、この地に足を踏み入れれば、問わなくても藤樹の故郷と分かる)

【徳教こそ真の教育】 * 中江藤樹、慶安3年(1650)刊『翁問答』

根本真実の教化は徳教なり。口にてはをしへずして、我身をたて、道を行ひて、人のをのづから変化するを徳教と云。たとへば、水の物をうるをし、火の物をかはかすがごとし。

それ学問は心の穢れを清め、身の行いを良くするを本実とす。

文字なき大昔にはもとより読むべき書物なければ、只聖人の言行を手本として学問せしなり。

○厳格教育に不可欠な「心服」

* 心服(心から承服し、喜んで従う気持ち)は、暴言や体罰なくして人を畏れ従わせる。

・貝原益軒作、正徳2年(1712)刊『家道訓』

主が厳正(厳格で正しい)かつ厚重(重々しく、落ち着いて実直)であれば、自ずと威厳が備わり、周囲が侮らない。怒って暴言を吐かずとも、周囲が恐れる。

子弟は勿論、部下に対しても、暴言を吐いて卑しめてはならない。また、体罰をふるって辱め、犬馬のように卑しめてもならない。部下もまた人の子であり、人倫を重んずべきである。…

また、他人の過失を責め、他人のためにわが心を乱し、激怒してはならない。これは、己を修め、人を治める道を見失ったも同然で、怒りが甚だしければ、必ず目つきが鋭く、言葉が荒々しく、人々を卑しめる結果となる。君子たる者は、このように取り乱して見苦しい醜態をさらしてはならない。

一方、責められる者は、自分の過失を忘れ、辱めを残念に思い、怒りや怨みの気持ちが生じて心服することはない。部下の過ちは、ただ従容(気持ちを和らげ、ゆったりと落ち着く)として、誠の気持ちで戒め正すことが大切で、部下に人心があれば感通するであろう。

【人を責めるのは学問が浅いから】

* 学問の目的は「修己(精神修養)」→「自反(自らを反省し正す)」を重視。

・貝原益軒作、宝永6年(1709)刊『大和俗訓』

・他人が自分に対し不義・無礼であっても怒り恨んではいけない。それは相手の誤りであって己の心の問題ではない。そのような人徳の乏しい小人と是非を争っても仕方がない。ただ我が身を省みて己の不義・無礼を責めるべきで、ひたすら自己反省に努めれば、他人を咎める暇はない。(3巻)

・徳を修めた君子は他人を責める心が常に少なく、己を責める心が多いため、人を恨み憎む心が常に少なく、人を許し堪忍する心が常に多い。小人はこの正反対である。それ故、君子の心は常に平穩で楽しみが多く、小人の心は常に険しくて憂いが多い。(4巻)

・人に愛情をかけても親しまなければ、愛情が足りないからと思うべきである。人に礼を尽くしても、相手から無礼にされれば、己の礼が足りないからと思うべきである。人を治めようとして治めきれなければ、己の知恵が足りないからと思うべきである。これらは人を責めずに己を反省する工夫で、このように努めれば、人は従いやすい。人が従わないのは、まだ己の誠が足りないからと思って、誠意を尽くすべきである。(6巻)

○佐藤一斎『言志四録』に学ぶ指導者の資質

【指導者の度量に人は従う】

・人は「道理」に従う。「怒気」「強制」「自慢」「自分勝手」には従わない。

道理のよく行きとどいた言葉には、どんな人でも服従しないわけにはいかない。しかしながら、その言葉に怒気のある激しいところがあると、聴く人は服従をしない。強制するところがあると人は服従しない。鼻にかけ威張るところがあると人は服従しない。自分の便利を計ろうとするところがあると人は服従しない。およそ道理が十分行き届いていても、人が服従しない場合には、君子たる者はよく自分自身を反省してみる。まず自分が自分の行為に満足して心から服従することができて、しかる後に、人が服従してくれるものである。(言志録193条)

・「平心(静かで落ち着いた心)易気(安らかな気持ち)」が人を服従させる。

物事を処理する場合に、落ち着いた平穏な心で気持ちを安らかにすれば、人というものは自然に服従するものである。しかし、わずかでも邪気が生じたならば、人は承服するものではない。(言志後録187条)

・人の欠点を責めるには器量が必要。

人を受け容れる度量の大きい人であってこそ、はじめて人の欠点を責め咎める資格がある。責められる人も、度量のある人から責められれば、その責めをよく受け容れる。これに反して、人を受け容れる度量のない人は、人の短所・欠点を責め咎める資格はない。責められる方としても、度量のない人の言葉は受け容れない。(言志録37条)

・己に厳格は人にも厳格になりがち。己に厳しく、人には優しく。

自分の過失を責め咎めることの極めて厳しい人は、他人の過失を責める場合も厳格である。また他人の過失に対して思いやることの寛容な人は、自分の過失に対して思いやることも寛大である。これはどちらも厳格に過ぎるか寛大に流れるか、一方に偏していることは免れない。しかるに教養のある立派な君子は、自分を責めること厳格で、他人を責めること寛大である。(言志録30条)

春風を以て人に接し、秋霜を以て自ら肅む。(言志後録33条)

【師の尊厳と徳教(心教)を追求し続けよ】

『礼記』に「師が尊厳なるものになれば(師が厳格であれば)、師の説く道も自然と尊厳なものになる」とあるが、人の師たる者は自ら「師の尊厳(厳格)とはいかなることであるか。道の尊さとはいかなることであるか」ということを実際に体験し、よく明察すべきである。(言志後録174条)

・昔の儒者は「立德」の師、今の儒者は「立言」のみ。

昔の儒者は修養によって徳を積んで、人を教導く師であった。それで師は尊厳なるものであれば、師の説く所の道も自然に尊厳なものとなる。しかるに今の儒者は言葉で人を教えるだけである。その言葉は徳から出たものではなく、結局のところ、物の影か響きであるからして、尊厳なところがあるうか、あるはずがない。これは自ら反省しなければいけないことである。(言志晩録40条)

・徳教は教育者の垂範にあり、言葉で教えるものではない

口先で人を諭そうとする者には、人は心から服従しない。自ら実践垂範して人を先導していく者には、人はこれを見習って服従する。道徳をもって人を教化する者には、人は自然に心から服従し、少しも無理がない。(言志臺録125条)

■まとめ

- 日本の歴史の主流は体罰否定論。教育現場に体罰が蔓延したのは近代以後。背景に武士道精神の喪失が考えられる。
- 江戸時代の育児書は溺愛を戒め厳格教育を推奨。厳格教育には体罰が必要なく、指導者の資質や姿勢が問われた。己を律する厳しい姿勢こそが厳格教育の本質であり、徳教や心服が期待された。
- 学問の目的は精神修養であり「自反」が重視された。他人批判は学問の未熟な証拠とされ、自反の修練であらゆる人間に対応できる度量が育まれた。指導者の人間性や度量が厳格教育の要だった。
- 「体罰なき教育」は、430年前の『日欧文化比較』以来、欧米人から注目されてきた日本の教育文化であり、それは「自反」「徳教」「心服」など指導者の資質に支えられた厳格教育の結果と思われる。